あの空に帰そう！

不当解雇とたたかう日航労働者を支える秋田の会

通　信

2015.06.29　第６号

発　行：秋田・支える会

代　表：加藤　麻里

事務局：秋田市山王 4-4-14
秋教組本部内

東京高裁、JAL資本に不当労働行為ありと判示！
不当解雇撤回、職場復帰のたたかいに弾み

忙しい中での支援行動、ありがとうございました。おかげさまで表題の朗報が届きました。

2010 年、JAL 経営陣による強制解雇の動きを阻むため、労組側はストで対抗しようとしました。しかし、管財人側（企業再生支援機構）は、争議権を確立すれば再建資金を出資しないとして、正当な組合活動を妨害しました。

都労委はこれを不当労働行為と認定。これを不服として JAL は東京地裁に提訴しましたが敗訴。会社側は東京高裁に上告していたものです。

JAL 原告団は高裁の公正な審理と判決を求めて団体署名運動、JAL 支店長要請等に取り組みました。こうした運動が実を結び、司法は JAL の主張を退け、管財人側の行為を不当労働行為として完膚なきまでに断罪しました。

高裁判決がただちに解雇撤回・職場復帰につながるわけではありませんが、JAL 資本の労務政策にレッドカードが出たことで、原告団の運動に大きな弾みとなりました。県・地方平和労組あげての団体署名、秋教組のみなさまのハガキ行動にあらためて御礼申し上げます。

被解雇者の職場復帰を求めて・・・
JAL秋田支店長に要請してきました（6月10日）

JAL 原告団は、職場復帰運動を全国に広げる目的で、全国一斉の各支店要請行動を呼びかけました。これに呼応して、６月１０日（水）に秋田・支える会は代表の加藤麻里、事務局長の伊藤正通の２名が JAL 秋田支店長と約３０分にわたり面談、要請書を手交して被解雇者の職場復帰に向けた努力を要請しました。

秋田支店長の対応は極めて丁重。会社再建過程での大量解雇問題等にも心を痛めている様子でした。要請書については植木本社社長に間違いなく送付するとの確約をいただきました（要請書は裏面に掲載）。

＊＊　＊＊　＊＊

夏季カンパ、物販にもご協力を　お願いばかりで恐縮です。会員各位には原告団から要請がとどいていることと拝察します。また、６月１０日には鈴木圭子原告団副団長がいくつかの単産書記局にお願いに上がりました。よろしくお願いいたします。